特集 子どもは社会で育つ！

～みやぎの社会的養護のあり方を見つめて～

今年4月、児童福祉法等の一部改正により、里親制度が改正され（※1）、新たに小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（※2）が創設されました。

本号では、これらの改正等を受けて、みやぎにおける社会的養護（※3）のあり方について、本県の児童福祉分野の第一線で活躍されている三名の方から貴重なご意見をいただきました。

子どもを中心とした適切な育ちの場を

宮城県中央児童相談所
所長　山崎（やまざき）　剛（たけし）　氏

里親というと、「子どもがいない家庭で養子をもらう」というイメージが強い。児童相談所（以下、「児相」）としては、子どもが必要なときに、必要な期間、家庭的な生活を体験できる「養育里親」を求めている。養子縁組を前提としない「養育里親」の広報に努め、担い手を増やしていきたい。

本県では、平成20年度から3年間、中央児相で「里親委託推進事業」を実施している。里親専任職員を非常勤で1名配置し、里親開拓や委託後のきめ細かい里親支援を行い、成果を上げてきた。里親委託率も、平成19年度中に16・8％まで上昇した。県内の他の児相にも、里親専任職員がいると、里親普及には役立つだろう。

子どもの発達を重視した対応

児相では虐待相談が年々増え続けている。虐待を受けた子どもの中には、親密な関係が持ちづらかったり、乱暴で、キレやすい子どももいる。里親委託がむずかしい子どもの場合は施設にお願いしている。これからの施設は、高い専門性が求められ、職員の量と質が大切となるだろう。里親か施設かの選択は、子どもの発達的視点を重視して行いたい。

子どもが健康に発達するには、自分が尊重され、特定の大人との持続的な関係が大切だと言われている。この点からも家庭的養護である養育里親を、今後増やしていきたい。

今後の課題

養育里親を増やすには、積極的広報と委託後の継続支援がポイントである。養育里親への委託児童を増やす際、里親家庭での不適応を防ぐことが課題となる。欧米で問題になっている里親家庭を転々とする児童を作らないためにも、里親委託後のきめ細かい支援が重要であると思う。

子どもの巣立ちを応援できる社会を

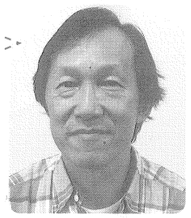

日本ファミリーホーム協議会
会長／ざおうホーム代表
卜蔵（ぼくら）　康行（やすゆき）　氏

現在、ファミリーホームで6人の子どもを育てています。ファミリーホームは、里親と施設の中間的存在として、家庭的養護を更に拡げていく役割をもった制度だと思っています。養育里親についても、拡充という国の方針が示され、宮城県も同じ方向に向かっています。里親をやろうという人が増えて欲しいですね。

法改正を受けて

今回の改正については、全国的に虐待等の件数が増えて保護を必要とする児童が増えている中で、施設も定員いっぱいだから里親委託を推進しよう、という流れが見える。順番が逆ですよね。本来、子どもが育つ場として家庭が一番だよ、というのが前提のはず。

制度がいくら改正されても、里親は措置制度（※5）で、児相の取り組み次第。そのため自治体によって里親委託率に差がある。どんなにいい制度を作っても行政が動かないと何も変わらない。子どもの育つ場として、選択肢の幅を広げることは大切だが、里親は絶対数がまだまだ不足。子どもの背景が多様化しているように、里親もいろいろな里親がいて、子どもの特性に合わせた育ちの場を提供できればいいと思う。そして、それと共にある程度の専門性を身に着けていくことも必要。

親権者の壁

里親委託が進まない理由の一つに、「里親委託には親権者の同意が必要」という問題がある。子どもの養育先で「施設なら良いけど里親は嫌」という親も多い。民法と絡むが、子どもにとって最善の利益を考えると、例えば児相が子どもを施設に委託する際、ある一定の年限を設けて、全く面会が無いとか放っておかれるような場合は、児相の権限で里親委託できる、というような法整備も必要。長年言われている「親権者の壁」に穴を開けないと、小さい頃からずっと施設で育つ、という子がなくならない。

地域全体でサポートを

里親の立場から言えば、里親のサポート体制はもちろん、施設・児相・里親のしっかりしたネットワークが大切。施設の助けを得て、里親のサポートを考えていくことも必要だと思う。

また、施設から社会に出て行く子どもの自立支援も大事。里親家庭から社会に出た子は、里親が実家のようになり「ただいま」って帰る場所がある。施設から社会に出てひとりでやっていくというのは本当に大変。子どもの自立、社会への巣立ちというのをもっと応援する社会でなくては。それが社会的養護ということ。養護施設と里親が中心となり、地域の人々も一緒に手をつなぎあって子どもの自立を応援できる社会。里親家庭もいろんな家庭のひとつとして、当たり前に存在して、誰もがそういうことを知っていて、もっと地域の中に開けていたら、子どもたちも生きやすくなる。助けが必要な子どもはみんなで支援していけるような社会になれば良いね、簡単ではないですが。

「全部想定内です」と言える責任を

児童養護施設
丘の家子どもホーム
園長　鈴木　重良　氏

日本の場合、「家」で子どもを育てるというのが古くからの考え方。里親制度を実親からみた場合、「よその家の子になってしまう」という感覚が強い。一方、里親は「3歳ぐらいのかわいい女の子を」などのリクエスト。やがてその子は成長し、「右っていえば左」って言う時期を迎える。その大変な（大切な）時期を迎えた里親に対する適切な支援を。

法改正を受けて

制度が変わり、登録が増え、里親の裾野が広がり、また、委託料が倍額になることは良い。それでも里親にかかる費用は施設の何分の一。よし、お金のかからないほうへ！という時に、そのぶん〝何か大変なことがあるぞ〟ということを国では想定しないと。「里親さん頼むね、後は自分でね」では駄目。それが社会的養護ということ。〝社会的養護〟と一所懸命ラッパを鳴らしても後に音楽が続かないのでは意味が無い。里親が困っているときに声をかけ「学校にも行ってみましょう」「保健師さんの家庭訪問もできますよ」というネットワークをきちんと作って。

里親さんが「ちょっと苦しい」と言った時に「里親さん、出来ないなら駄目ですね」ではなく「わかりました、想定内です」と言える支援を。「里親から引き上げる」となったら里親は傷つく。でももっと傷つくのは子ども。子どもは実親からも引き離され、「ここで育つんだよ」と言われて、ようやく慣れたのに「ああ、自分はここでもだめなんだ」「ここにいてはいけないんだ」という存在感の否定にもつながる。

家庭養育の足元をみつめて

施設にいる子は、虐待、一人親、いろんな背景の子どもがいるが、どの子も「うちに帰りたい」と思っている。家庭内で多少問題があっても、子どもにとって親は大事。だから親はしっかりしないと。いま、家庭養育にきちんと目をあてないと、ふたを開けてみたらとんでもない状況、というのが心配。夜、働いてもいいから、朝は「行ってらっしゃい」と送ってから寝てほしい。「お帰りなさい」って言えなかったら、「この時間までに帰ってくるからお留守番お願いね」でいい。朝ごはんを作らないというのは、親として不適格だと認識すべき。

「好き好んで親は子どもを放さない」というのが信条。施設に預ける親には「一緒に育てましょう」と言う。入所の日「今日は家に帰るための一番最初の日だから、この子を迎える準備をしてね、この子は絶対に帰りたいって言うから」と。親は完全ではなく間違うもの。間違ってもしっかり向き合っていればいい。育児書ではなく、夜中に泣いて困らせる、目の前にいるこの子から学んでいく。夫婦の役割、家族の役割をきちんと果たすこと。今、一般家庭が自分の子育てをみつめること、「子育てとは何か？」という原点を社会全体で改めて見直すことが大事ではないか。

（宮城県社会福祉協議会取材）

※1　里親制度…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度。養育里親、専門里親（虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童や非行等の問題を有する児童、障害のある児童を養育する里親）、親族里親等がある。

【里親制度改正（21年4月施行）の概要】

○「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別し、養育里親の要件として、一定の研修を修めることとする等。

〈養育里親に対する里親手当の引き上げ〉

（従来）子ども1人につき 34,000円 ➡ （改正後）1人目 72,000円（2人目以降 36,000円）

○都道府県の業務として、里親に対する相談・援助等の支援を行うことを明確化する等。

（厚生労働省「社会的養護の現状と取組の方向性について」より）

登録里親数	委託里親数	委託児童数
125人（うち仙台市45人）	46人（うち仙台市19人）	51人（うち仙台市25人）

▲宮城県内の里親委託状況（平成21年8月1日現在　県中央児童相談所）

※2【小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要】

目　　的　家庭的養護を促進するため、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされる子どもに対し、養育者の住居において、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援すること。

運営主体　個人、法人（NPO法人）等、都道府県知事が適当と認めた者

事業内容　都道府県等から児童福祉法第27条第１項第３号の規定による委託を受け、養育者の住宅等を利用し、きめ細かに子どもの養育を行う。

定　　員　5人又は6人

養育者の要件　（例）①養育里親として２年以上同時に２人以上の委託児童の養育経験を有する者　②養育里親として５年以上登録し、かつ通算５人以上の委託児童の養育経験を有する者　③３年以上児童福祉事業に従事した者　等

（厚生労働省「社会的養護の現状と取組の方向性について」より）

※3「社会的養護」…狭義には、家庭に代わって里親や施設等で子どもを養育する仕組み。広義には、地域における子どもの養育を支える体制を含めて捉える。（厚生労働省「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」より）

※4「里親委託率」＝里親委託児童／乳児院入所児童＋児童養護施設入所児童＋里親委託児

平成18年3月31日現在の全国平均委託率9.1％（厚生労働省「福祉行政報告例」より）

※5「措置制度」…行政が、誰にどのようなサービスの提供（措置）を行うか、そのための費用（措置費）はどれだけかを決める制度。

「福祉みやぎ」は、全ページの下部隅に「SPコード」を入れています。これを専用の読み取り装置「スピーチオ」に通すと、紙面に印刷された活字の情報を音声で聞くことができます。高齢者や視覚障害者の方の情報手段として有効です。